

# 高額医療・高額介護合算療養費制度が始まります

1年間（毎年8月～7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。平成20年度から合算療養費制度が開始となったことから、今年度は、次のように支給額を計算します。

- (1) 平成20年8月から平成21年7月末までの自己負担額が次の基準額を超える場合に、その超えた額を支給します。
- (2) 平成20年4月から平成21年7月末までの自己負担額が( )の額を超える場合には、その超えた額と(1)で計算した支給額とを比べ、大きい額を支給します。（平成20年度は制度開始年度のため、通常より4か月長いことから( )内の基準額が適用されます）

## 【70歳以上の方の場合】

医療・介護合算 算定基準額	所得区分	判定基準
67万円（89万円）	現役並み所得者	窓口負担割合3割
56万円（75万円）	一般	窓口負担割合1割、下記以外
31万円（41万円）	低所得者Ⅱ	窓口負担割合1割、住民税非課税世帯
19万円（25万円）	低所得者Ⅰ	窓口負担割合1割、住民税非課税世帯であり、世帯員の所得が一定以下

## 【70歳未満の方の場合】

医療・介護合算 算定基準額	所得区分	判定基準
126万円（168万円）	上位所得者	世帯員の合計所得が一定以上
67万円（89万円）	一般	上記・下記以外
34万円（45万円）	住民税非課税世帯	住民税非課税世帯

例えばこのような場合に負担が軽減されます【夫婦2人世帯の場合（ともに72歳、住民税非課税世帯）】

医療保険20万円、介護保険20万円を支払っていた場合（年間 平成20年8月から平成21年7月末まで）

これまで ... 年間の負担額 40万円



これからは ... 年間の負担額 31万円

年間40万円を支払った後、申請をすると住民税非課税世帯の基準額（31万円）を超えた金額（9万円）が支給されることになります。

☎北勢庁舎 保険年金課 T72-3829 F72-3334 / ☎大安庁舎 長寿介護課 T78-3518 F78-1114

## 地域が主催の「ふれあい敬老会」

市では、各自治会や老人クラブなど身近なところで、気軽に親しみやすい、地域主催の敬老会を推進してきました。地域のみなさんが地域で支え合い、祝い合う、そんな「ふれあい敬老会」が地域福祉の呼び水となればと願っています。

### 助成方法

「ふれあい敬老会」を実施する営利を目的としない団体（自治会・老人クラブ・ボランティア団体等）からの申請で助成します。申請は、開催前に「敬老会助成金交付申請書」を長寿介護課または各庁舎総合窓口課に提出してください。

### 対象者

7月1日現在で市に住所があり、昭和11年4月1日以前生まれの方

### 祝品贈呈事業 対象者

- ・喜 寿：昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日生まれの方
- ・米 寿：大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれの方
- ・白 寿：明治43年4月2日～明治44年4月1日生まれの方
- ・100歳：明治42年4月2日～明治43年4月1日生まれの方
- ・市内最高齢者：男女 各1人



☎大安庁舎 長寿介護課 T78-3518 F78-1114

## 秋の有害鳥獣駆除を実施します

有害鳥獣による被害拡大のため、銃器での駆除を市内一円（保護区等除く）で実施します。みなさんのご協力をお願いします。

期 間 8月22日(土)～10月4日(日)

対象鳥獣 シカ、イノシシ、カラス、ドバト、カワウ

☎藤原庁舎 農業振興課 T46-6060 F46-6319

